

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 掛田 勝彦

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	掛田 勝彦	経理責任者	増田 誠宏
視 察 議 員	掛田 勝彦			
期 間	令和3年4月9日（金）～令和3年4月9日（金）			
視 察 先	広島県尾道市門田町2番5号 尾道市総合福祉センター			
視 察 用 務	議員の資質向上と政務活動費活用策			
視察先対応者	自治体議会研究所 代表 高沖 秀宜			
概要及び所見	<p>講師 自治体議会研究所 代表 高沖 秀宜 氏 研修会は、新人議員向けの基本となる内容であった。</p> <p>① 議会の果たすべき役割について ② 地方自治体議会は二元代表制をもとにした議会運営について ③ 日本国憲法93条1項について ④ 地方自治法96条1項について</p> <p>※このような流れで研修会が行われたが、議員となり1年が過ぎ本当に基本に立ち返る良い機会となった。地方自治体議会は二元代表制という言葉でくくられているが、改めて二元代表制を確認することができた。長は執行する機関であるが、議会は議事機関であるということだった。（議決機関でもあるが）このことは日本国憲法の93条の1項に明記されており、憲法上の要請であるとの認識をもった。ただし、憲法にある議事機関とは何かを書いていないので、憲法学者の考えによると審議する機関、熟議する機関という意味があるそうだ。議員（代表者）として議会に集まったら多数決で最後は決まるが、その過程の中でチェック機能の意識が薄くなれば、議会として不十分になる可能性が高い。このような内容をとおして、議会活動をやるうえで必ず審議するレベルを上げていくことを日々の議会活動で実践していかななくてはならないと感じた。</p>			

さらに、チェックは大事だがチェックだけやれば良いわけではないとのことだった。執行機関が十分にやっていないと考えたら、議会から政策提案をしていかないとダメであるという言葉が印象に残った。チェックしたら、そこで出てきたまずい点や、不十分な点をもっとこうしたら良いじゃないか。その様なことが必ず出てくるので、議会の側から長の方へ提案をすることが必要であると思った。新人議員として基礎基本を学ぶ研修会となった。